

# 新型コロナウイルス対策 バスツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、売上が低迷した越前市内の観光関連事業者に対する消費額を増加させるため、貸切バスを利用し、市内観光地等を周遊するバスツアー(以下「ツアー」という)を実施するもの(以下「助成対象者」という)に対し、新型コロナウイルス対策バスツアー助成金(以下、「助成金」という)を交付することについて、(一社)越前市観光協会補助金等交付規則(以下「交付規則」という)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づき交付する助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 助成対象者は、旅行会社又は旅行グループとし、市内外は問わない。
- (2) 添乗員、乗務員、引率の教師等を除くツアーの参加者が5人以上であること。
- (3) ツアー全行程の中で、別表の新型コロナ対策バスツアー助成対象施設(以下、「対象施設」という)において、食事・体験・宿泊のいずれかひとつ以上を行い、かつ、別の対象施設に立ち寄ること。
- (4) ツアー参加者は、訪問先のコロナ感染状況を十分把握したうえで、手の消毒やマスクの着用など、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底すること。
- (5) 特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーは対象外とする。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は次の表のとおりとする。

① 食事または体験の場合	助成金額	② 宿泊の場合	助成金額
食事または体験 ⊕ 市内観光施設立寄り	500円/1人	宿泊 ⊕ 市内観光施設立寄り	1,500円/1人
③ 越前市内のバス会社利用の場合(オプション) ①又は②の条件を満たし、市内に本社・支店があるバス会社(別紙一覧のとおり)の貸切バスを利用すると、貸切バス運賃・料金(税込)の90%を助成。			

※食事・体験かつ宿泊をした場合は、宿泊の助成を対象とする。

※助成金は予算の範囲内で交付するものとし、越前市が実施する他の助成、補助金を受ける場合は助成しない。

※貸切バス運賃・料金助成は、福井県が実施する、県民向け県内旅行に係る貸切バス割引との併用も可能とする。

※国が実施するGo To トラベル事業との併用も可能とする。

※貸切バス運賃・料金の助成額の上限は100,000円(税込)/日・台とする。

※貸切バス運賃・料金には、高速道路の通行料や駐車場代などは含まれない。

※学校が実施する教育旅行(校外学習や修学旅行等)も対象となるが、①②に関する助成に関して、参加する児童・生徒のみが対象となる。(引率の教師等は対象とならない。)

(助成対象期間)

第4条 助成対象となるツアーの期間は令和2年7月22日から令和3年3月21日までに出発するツアーと

する。ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、募集を締切ることとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付申請者は、旅行会社又は旅行グループ代表者(以下「申請者」という)とし、下表の期毎ツアー出発日(募集型企画旅行の場合は、ツアー出発初日)の申請締切日までに、次に掲げる書類を(一社)越前市観光協会(以下「会長」という)に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス対策 バスツアー助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 行程表(行程がわかるもの)(募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるものであること。)
- (3) 募集チラシ等(募集型企画旅行の場合のみ)
- (4) バス会社からの見積書の写し(明細書も添付すること)
- (5) 福井県が実施する、県民向け県内旅行に係る貸切バス割引と併用する場合は、福井県バス協会へ提出する、貸切バス利用支援事業助成申込書の写し

期	ツアー出発日	申請締切日	交付決定予定日
第1期	令和2年10月31日まで	令和2年10月23日まで	申請受付から随時
第2期	令和2年11月1日から 令和2年12月31日まで	令和2年10月1日から 令和2年12月21日まで	
第3期	令和3年1月1日から 令和3年1月31日まで	令和2年11月1日から 令和3年1月22日まで	
第4期	令和3年2月1日から 令和3年2月28日まで	令和2年12月1日から 令和3年2月19日まで	
第5期	令和3年3月1日から 令和3年3月21日まで	令和3年1月4日から 令和3年3月12日まで	

※申請締切日は、ツアー出発日の1週間前までとする。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況に応じて、申請受付を中断・中止する場合がある。

(助成金等の交付の決定及び通知)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、第5条の表中「交付決定予定日」までに、助成金の交付を決定し、新型コロナウイルス対策 バスツアー助成金交付決定通知書(様式第2号。以下「通知書」という)により、申請者に通知するものとする。

(ツアーの変更)

第7条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーの内容に変更があった場合は、ツアー実施予定日までに、(一社)越前市観光協会(以下「観光協会」という)に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(ツアーの中止)

第8条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーが中止または参加者が5人未満となった場合は、ツアー実施予定日までに通知書により観光協会へ報告しなければならない。

2 前項によるツアーの中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後1か月以内か令和3年3月31日のどちらか早い日までに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス対策 バスツアー実績報告書(様式第3号)
- (2) 行程表(行程がわかるもの)(募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるものであること。)
- (3) 食事・体験、宿泊、立寄り証明書(様式第4号)
- (4) 食事・体験代、宿泊代の領収書、クーポン等の写し(日付・人数が明記されているもの)
- (5) 貸切バス運賃・料金の領収書の写し(日付が明記されているもの、明細書も添付すること)
- (6) バス会社が運行したことを証明する自動車乗務記録の写し
- (7) 募集チラシ等(募集型企画の場合のみ)
- (8) 新型コロナウイルス対策 バスツアー助成金交付請求書(様式第6号)

(交付金額の確定及び交付)

第10条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき助成金の額を確定し、新型コロナウイルス対策 バスツアー助成金確定通知書(様式第5号)により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第11条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年9月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。